

第3 主要施策の成果

3-1 成果の概要

3-2 主要事業の概要

1. 政策経営部

2. 総務部

3. 区民生活部

4. 保健福祉部

5. 都市整備部

6. 環境部

7. 教育委員会事務局

3-3 主な震災対策への取組

3-4 地方消費税率の引上げによる増収分の使途

主要事業の概要の用語等について

「2. 総務部」には、
会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局 を含みます。

特別会計 …… 特別会計の事業を示します。

〔担当課表示〕… 平成28年4月1日付け組織機構の改正により担当課が変更になっている場合は次のように示しました。

決算年度の担当課名【4/1以降の新担当課名】

【人件費を含めたコスト（参考）】

…… 歳出決算額に、行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した人件費相当額を加えた、総事業費として示しました。

【指標】 …… 原則として平成27年度の実績及び目標数値を示します。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成27年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成28年9月

杉並区長 田 中 良

3-1 成果の概要

I 平成27年度 主要施策の成果について

1 平成27年度の社会経済情勢と区政の動向

- 平成27年度の日本経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続きました。その結果、平成27年度の国内総生産（GDP）は、実質で0.8%、名目で2.2%のプラス成長となりました。
- 区の平成27年度予算編成においては、納税義務者の増や景気回復の兆しが見え始めたことによる区民所得の微増などを見込み、特別区税614億円（対前年度当初予算比6億円増）を、また、特別区財政交付金は、都区財政調整協議の結果に基づき387億円（同5億円増）を見込みました。一方、平成26年4月に実施された消費税率引上げによる駆け込み需要の反動減に伴う足元の個人消費の冷え込みや、法人住民税の一部国税化の影響など先行きが不透明な要因も多く、決して楽観視できる状況ではありませんでした。このような状況を踏まえ、平成27年度においては、区民福祉の更なる向上を図りつつ、将来世代の負担軽減を図る観点から、平成26年度の予算執行状況の精査により生み出した財源を活用し、区債の一部繰上償還を行うとともに、財政調整基金を取り崩すことなく、予算編成を行いました。また、公共性が高く世代間の負担の公平につながる分野での活用を前提に特別区債（建設債）を20億円（前年度当初予算比19億円減）発行することとしました。
- 平成27年度歳入決算では、特別区税は当初計画額を上回る617億円となり、対前年度決算比では9億円の増となりました。財政調整基金は、決算剰余金等により37億円を積立てたことにより、年度末残高は337億円となりました。特別区債（建設債）は、防災行政無線デジタル化や公園の整備事業等に充てるため13億円を発行しました。
- 平成27年度は、「ホップ・ステップ・ジャンプ」の3段階で取り組むこととしている総合計画の第2段階（平成27～30年度）の初年度となる重要な年として、その取組を加速化させるため、実行計画事業に取り組むとともに、補正予算を編成し、待機児童解消対策など喫緊の課題に対応しました。
- 主な成果について、総合計画の目標別に紹介します。
 - <目標① 災害に強く安全・安心に暮らせるまち>
防災まちづくり、耐震改修促進、水防対策、橋梁の長寿命化と補強・改良、防災行政無線デジタル化整備、防犯対策の推進 など
 - <目標② 暮らしやすく快適で魅力あるまち>
狭あい道路拡幅整備、道路台帳の整備、区営住宅の住環境整備、観光促進、商店街支援、中小企業支援、就労支援 など

<目標③ みどり豊かな環境にやさしいまち>

公園等の整備、みどりを守る、杉並産エネルギーの創出と省エネルギー対策の推進、ごみの減量と資源化の推進 など

<目標④ 健康長寿と支えあいのまち>

がん検診、災害時医療体制の充実、予防接種、長寿応援ポイント事業、高齢者緊急安全システム、特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、障害者の社会参加支援、障害者の日常生活支援、生活困窮者等自立促進支援事業 など

<目標⑤ 人を育み共につながる心豊かなまち>

子どもセンターの運営、母子に関する相談・講座等、ひとり親家庭等支援、認証保育所運営、保育施設の整備、こども発達センター療育相談・指導、学童クラブの整備、学校教育への支援、特別支援教育、小中一貫校の施設整備、地域運営学校等推進、妙正寺体育館の改築、文化・芸術の振興、国際・国内交流の推進、地域住民活動の支援 など

2 平成 27 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

- 平成 27 年度予算を「『少子高齢社会』へのチャレンジ予算」と名付け、「安全・安心を実感できるまちづくり」「みどりとにぎわいが創出される環境づくり」「健康長寿の推進」「切れ目のない子育て環境づくり」「共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進」の 5 つの視点で予算を重点的に配分しました。
- 平成 27 年度は、「ホップ・ステップ・ジャンプ」の 3 段階で取り組むこととしている総合計画の第 2 段階（平成 27～30 年度）の初年度となる重要な年として、その取組を加速化させるため、実行計画事業を確実に予算に反映させました。
- 「まち・ひと・しごと創生法」の成立を踏まえ、地方とも連携し、活力ある地域社会の構築に向けた施策に取り組むための予算措置を行いました。
- 総合計画の改定に合わせて、新たに策定した「行財政改革推進計画」や「協働推進計画」に十分意を用いた予算としました。

(2) 決算の特徴

- 平成 27 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。
- 一般会計
歳入総額の 1,747 億 2,570 万円に対して、歳出総額は 1,674 億 6,733 万円で、形式収支は 72 億 5,837 万円となっています。対前年比で、歳入は 14 億 1,440 万円の増(0.8%)、歳出は 7 億 6,006 万円の増(0.5%)、形式収支は 6 億 5,434 万円の増(9.9%)となりました。
歳入では、特別区債（24 億 8,776 万円減）、特別区財政交付金（20 億 6,333 万円

減)、繰入金(18億7,662万円減)、繰越金(7億4,542万円減)等が減となるものの、地方消費税交付金(54億3,849万円増)、国庫支出金(12億9,764万円増)、都支出金(8億8,733万円増)、特別区税(8億6,007万円増)等が増となったことにより、対前年度比で増となっています。

歳出では、積立金(36億315万円減)、普通建設事業費(26億106万円減)、補助費(7億1,830万円減)などが減となるものの、扶助費(35億1,657万円増)、繰出金(29億2,094万円増)、公債費(8億6,346万円増)、物件費(6億5,293万円増)などが増となったことなどにより、対年度比で増となっています。

なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表1】一般会計の収支状況

(単位：百万円、%)

区 分		平成 27 年度		平成 26 年度	
		決算額	対前年度比	決算額	対前年度比
歳入総額	A	174,726	100.8	173,311	102.3
歳出総額	B	167,467	100.5	166,707	102.8
形式収支	C(A-B)	7,258	109.9	6,604	89.9
翌年度へ繰り越すべき財源	D	383	237.4	161	513.8
実質収支	E(C-D)	6,875	106.7	6,443	88.0

※百万円未満四捨五入

【表2】特別会計の収支状況

(単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	用 地 会 計	介 護 保 険 事 業 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 事 業 会 計
歳 入	予算現額	64,356	—	38,499	12,957	138
	収入済額	63,604	—	38,297	12,899	133
	予算現額と 収入済額の差	△752	—	△203	△58	△5
	収入率 (%)	98.8	—	99.5	99.6	96.3
歳 出	予算現額	64,356	—	38,499	12,957	138
	支出済額	62,795	—	37,344	12,385	58
	執行残額	1,561	—	1,155	571	80
	執行率 (%)	97.6	—	97.0	95.6	41.8

※ 百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

- 基本構想の実現に向けて、総合計画の中で「行財政改革基本方針」を定めるとともに、実行計画でその方針に基づく取組項目を定め、行財政改革に取り組みました。

- 厳しい財政状況の中で、基本構想の実現に向けた必要な取組を着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応していくためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。
こうしたことから、「杉並区総合計画（10年プラン）」において、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を定め、財政運営の基本としています。

<財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール>

- ① 経常収支比率について80%以内を目指します。
- ② 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- ③ 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- ④ 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを継続的に提供していきます。
- ⑤ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

① 基金について

財政調整基金は取崩しをせずに、決算剰余金等を37億円積み立てた結果、平成27年度末残高は337億円となりました。

施設整備基金は、小中一貫校の施設整備や区施設の改修・改良工事等の財源に充てるため21億円を取崩しましたが、21億円を積み立てた結果、平成27年度末の基金残高は60億円となり、前年度末と同額となりました。

② 特別区債残高について

平成27年度は、繰上償還を含む24億円の償還を行う一方、防災行政無線デジタル化整備、公園等の整備、妙正寺体育館の改築などの区民福祉の向上に必要な事業の財源に充てるために13億円の特別区債を発行した結果、平成27年度末の特別区債残高は220億円となり、前年度末に比べて11億円の減となっています。

以上のような財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

○ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度の79.8%を0.1ポイント下回り79.7%となりました。これは、分子となる扶助費などの経常経費充当一般財源等が増となったものの、分母となる地方消費税交付金などの経常一般財源等がそれを上回る増となったことによるものです。

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、6.0%となり、前年度の5.9%を0.1ポイント上回りました。

○ 公債費負担比率

公債費負担比率は、2.0%となり、前年度を0.6ポイント上回りました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

○ 平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）が制定されました。この法律は、それまでの地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

○ この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの指標です（この 4 指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く 3 つの指標を「再生判断比率」といいます。）。健全化判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「早期健全化基準」と言います。）以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされています。また、再生判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「財政再生基準」と言います。）以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」の段階では、各自治体の自主的な改善努力によって財政の健全化を行うこととなりますが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」の段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、確実な再生を図るため国等の関与を受けることとなります。

(2) 健全化判断比率

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率は、【表 3】のとおりです。

【表 3】 (単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	－	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	△6.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	－	350.0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と中小企業勤労者福祉事業会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

平成 27 年度一般会計等の実質収支額は 69 億 5,025 万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス 5.99%となりますが、実質赤字額がないため「－」と表記しています。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 11.25%、財政再生基準は 20%となります。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の3つの特別会計です。

平成27年度の連結の実質収支額は92億2,546万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス7.95%となりますが、連結実質赤字額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%となります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均）です。

平成27年度の実質公債費比率はマイナス6.4%となりました。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成27年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス86.7%となりますが、将来負担額がないため「-」と表記しています。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は350%となります。

4 今後の財政運営に向けて

- 国は、我が国の経済動向について、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展する中で堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ、デフレ脱却に向け更なる前進が見込まれるとしています。一方で、足下では原油価格の下落等により前年度比でみた上昇率が鈍化していることなどから、平成28年1月時点での経済成長率の見通しを下方修正し、平成28年度の国内総生産（GDP）の実質成長率を0.9%程度、名目成長率を2.2%程度としています。さらには、新興国等の景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクがあるとしており、依然、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

区財政においては、納税義務者の増や区民所得の微増などを見込み、平成28年度当初予算においては、区税収入について一定の増収を見込みました。しかしながら、国の経済成長率の見通しの下方修正に加え、企業版ふるさと納税の創設や法人住民税の更なる国税化など、先行きは決して楽観視できる状況ではありません。

さらには、待機児童対策の強化に伴い扶助費が増加することが見込まれ、老朽化する区立施設が次々に更新時期を迎える中、今後も区民福祉の充実と健全な財政運営の両立を図っていくことが必要です。

区では、行財政改革基本方針において定めた「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」及び、いわゆる「財政のダム」の構築にむけて、行政経営懇

談会の助言のもとに取りまとめた「今後の財政運営のあり方についての基本的な考え方」を財政運営の基本として、引き続き健全な財政運営に努め、区民福祉の充実に取り組みます。

平成 28 年度は、総合計画の計画期間 10 年間の折り返しの年に当たることから、基本構想の実現に向けて弾みをつけるため、実行計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を確実に反映し、「減災対策等の充実による地域の安全・安心の拡大」「多様な連携・交流によるにぎわいの拡大」「福祉の更なる充実で区民生活の安心を拡大」「次世代支援・教育の拡充」「区民との双方向コミュニケーションの拡充」の 5 つの視点に重点を置き、予算を編成しました。この予算に基づき、基本構想実現に向けた取組を一層加速化していきます。

- 平成 27 年度決算においては、他団体と比較できる普通会計ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）や、総務省が示す新地方公会計の「基準モデル」に基づくプライマリーバランスは、いずれもプラスになりました。

区では、引き続き、各種の財政指標に留意しつつ、持続可能な財政運営に努めてまいります。